

## 「経済安全保障ワーキンググループ」開催要綱

## 1 目的

「経済安全保障ワーキンググループ」は、「情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会」（以下「特別委員会」という。）における議論を踏まえ、電気通信事業分野における経済安全保障の在り方について検討を行うことを目的とする。

## 2 名称

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、「経済安全保障ワーキンググループ」と称する。

## 3 検討事項

- (1) 外資規制の在り方
- (2) 外国人役員規制の在り方
- (3) その他必要と考えられる事項

## 4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員等は、特別委員会主査が指名し、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査及び主査代理を置く。主査及び主査代理は、特別委員会主査が指名し、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本WGを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を特別委員会主査に諮り、本WGの構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて、構成員等以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

## 5 議事・資料等の扱い

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することができる。
- (2) 本WGで使用した資料及び議事概要については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

## 6 その他

本WGの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課において行う。

(別紙)

「経済安全保障ワーキンググループ」構成員等

(敬称略・構成員は五十音順)

相田 仁	東京大学 特命教授
神保 謙	慶應義塾大学 総合政策学部 教授 ／公益財団法人 国際文化会館 常務理事
田島 正広	弁護士、田島・寺西・遠藤法律事務所 代表パートナー
手塚 悟	慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート 特任教授
根本 直子	早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授
山内 弘隆	武蔵野大学 経営学部 特任教授
(主査)	山本 隆司 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
(主査代理)	渡井 理佳子 慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授

オブザーバ

内閣官房国家安全保障局

外務省

財務省

株式会社東京証券取引所

日本電信電話株式会社

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

LINEヤフー株式会社